第九次郡山市高齢者福祉計画・ 郡山市介護保険事業計画 (地域包括ケア計画)

概要版(案)

計画期間

2024(令和6)年度 ~ 2026(令和8)年度

2024(令和6)年3月

計画策定にあたって

- ●本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、高齢者に関する福祉施策及び介護保険事業の全般にわたる総合的な計画です。
- ●第九次計画の期間は 2024(令和6)年度から 2026(令和8)年度までの3年間です。団塊の世代のすべてが後期高齢者(75歳以上)となる 2025(令和7)年、さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となり高齢者人口がピークを迎えるとされる 2040(令和22)年以降を見据え、中長期的な視点に立った計画とします。

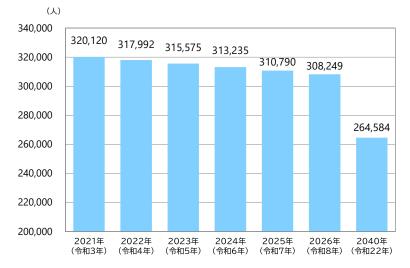
第七次計画 2018(平成 30)年度 ~ 2020(令和 2)年度 第八次計画 2021(令和3)年度 ~ 2023(令和5)年度 第九次計画 2024(令和6)年度 ~ 2026(令和8)年度 第十次計画 2027(令和9)年度 ~ 2029(令和11)年度

2040 年 (令和 22 年)

2025(令和7)年 団塊の世代75歳以上に

高齢者を取り巻く現状

◆ 総人口



本市の総人口は、減少傾向が続き、2040 (令和 22)年には、2021(令和3)年の 人口 320,120 人より約 55,000 人 (17.2%)減少し、264,584人になると 予測されます。

介護保険課: 2023(令和5)年度以前は実績値(各年度9月30日時点)、2024(令和6)年度以降は推計値(各年度10月1日時点)

高齢者数、高齢化率

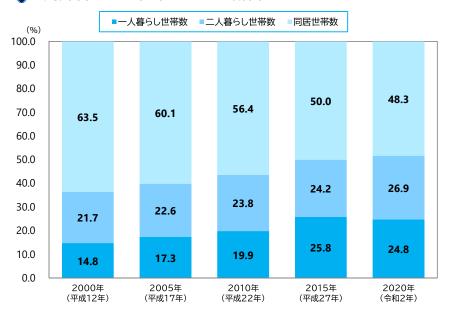
本市の総人口の減少が予測される中、高齢者人口は増加傾向が続き、2021(令和3)年に27.0%であった高齢化率は、2040(令和22)年には35.2%に上昇すると予測されます。

また、後期高齢者 (75歳以上)は、2023 (令和5)年に前期高齢者 (65~74歳) を上回り、2040(令和22)年には52,570 人になると予測されます。



介護保険課:2023(令和5)年度以前は実績値(各年度9月30日時点)、2024(令和6)年度以降は推計値(各年度10月1日時点)

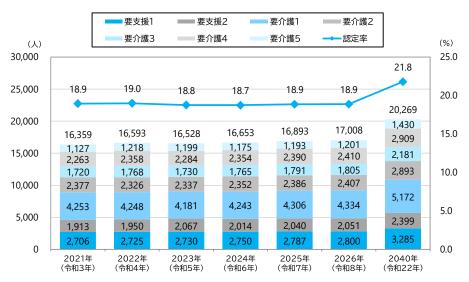
◆ 高齢者のいる世帯における割合



本市における 65 歳以上の高齢者のいる 世帯における割合では、少子高齢化や核家 族化などの影響を受けて、高齢者の一人暮 らし、高齢夫婦や高齢親子などの二人暮ら し世帯の割合が増加しており、今後もこの 傾向が強まるものと予測されます。

国勢調査:各年10月1日時点

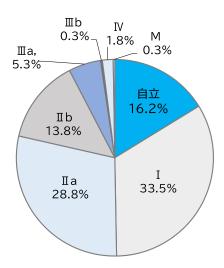
◆ 要支援・要介護認定者数



要介護認定者(要支援者も含む。以下同じ。)数は、高齢者人口の増加に伴い、第九次計画の最終年度である 2026(令和8)年度に約 17,000人となり、更に団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040(令和22)年度には、約 20,000人になると推計されます。

介護保険課:2023(令和5)年度以前は実績値(各年度9月30日時点)、2024(令和6)年度以降は推計値(各年度10月1日時点)

◆ 要介護認定者に占める認知症の割合



介護保険課:2023(令和5)年9月30日現在

2023(令和5)年9月30日現在で、要介護認定者16,528 人のうち認知症高齢者の日常生活自立度 II (見守りが必要な中等度)以上の人は全体の50.3%となっています。

=	ンク	判断基準		
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		
	I	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		
	Ιa	家庭外で上記Ⅱの状態がみられる。		
	Ιb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。		
	ш	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。		
	Ша	日中を中心として上記亚の状態が見られる。		
	Шь	夜間を中心として上記亚の状態が見られる。		
	IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。		
	М	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。		

郡山市の地域包括ケアシステムの

イメージ

地域包括ケアシステムをもとに各施策を進めます。

医療

- ・病院、診療所、薬局等
- かかりつけ医
- ・訪問診療、訪問看護
- ・看取り



認知症支援

- ・オレンジカフェ
- 認知症サポーター
- ・認知症高齢者SOS見守りネットワーク

認知症ケアパス

認知症地域支援推進員

認知症初期集中支援チーム

- ・認知症高齢者位置情報探索機器貸与
- ・認知症高齢者身元確認QRコード配布
- · 認知症対応薬局

等

生活支援

- ・見守り(民生委員、民生委員協力員、緊急通報システム 等)
- ・日常生活用品給付事業
- · 高齢者在宅生活支援事業
- ・配食サービス
- ・社会福祉協議会地域福祉活動の取り組み





- ・元気な高齢者
- 生>
- ・認知症の方
- 医



住まし

住宅(持家、 養護老人ホケアハウス、軽費 有料老人ホサービス付き高齢

基幹型地域包括支

地域包括支援† (高齢者あんしん

地域ケア

協議体

生きがい

- ・町内会、ボランティア活動 ・老人クラブ
- ・シルバー人材センター ・あさかの学園大学
- ・高齢者健康長寿サポート事業
- ・いきいきデイクラブ

等

在宅医療・介護の連携

- ・在宅医療・介護連携支援センター
- ・退院調整ルール

・関係者の研修



介護

施設・居宅系サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ·介護老人保健施設 ·介護医療院
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ·特定施設入居者生活介護 等

在宅サービス

- ・訪問(訪問介護、訪問入浴介護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等)
- ・通所(通所介護、通所リハビリテーション)
- ·入所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

【地域密着型サービス】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(24時間対応)
- · 小規模多機能型居宅介護 等

介護予防

- ・ 通いの場 (いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操)
- ・訪問型サービス、通所型サービス
- ·介護予防教室 ·介護予防講演会
- おたっしゃ長寿アンケート
- ・地域リハビリテーション活動支援

*

活支援が必要な方

療・介護が必要な方



賃貸) tーム

豊老人ホーム ホーム

命者向け住宅



センター _vセンター)

会議

体

健康づくり

- ・フレイル予防・受動喫煙防止対策
- ·特定健康診查、特定保健指導、後期高齢者健康診查
- ・「8020 運動」
- ・健康教育、健康相談
- ・感染症対策

等

居宅

介護支援

事業所

基本理念

基本目標

誰もがともに支えあい、いつまでも自分らしく、安心して暮らせる 地域共生のまち こおりやま



生きいきと元気に暮らし、生涯活躍できる地域づくり 誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らせる地域づくり 高齢者とともに世代を超えて支えあう地域づくり



基本方針

健康で生きがいを持ち生活できる環境の充実

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険サービスの充実・強化

施策の方向

(施策の推進力) 横断的取組

相談 介護予 認 介護保険サービス提供体制の 生きがいづくり 生活環境の充実 在宅医療 健 知 康づくりの 症施策の推進 防 支援体制の充実 介護連携の推進 生活支援の推進 推進 社会参加 の 充実 推進

SDGsの推進

自治力・生涯学習力の向上

DX化の推進

各種施策の推進

健康づくりの推進







高齢化の進行とともに、食生活、運動習慣等を原因とした生活習慣病の増加に加え、認知症や寝たきりの要介護高齢者の増加が社会問題となっており、このような状況を改善するためには、健康寿命の延伸を図ることが重要であることから、健康教育等による生活習慣病の発生及び重度化の予防を推進するとともに、「well-being(ウェルビーイング)」の考えに立ち、高齢者一人ひとりが自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりのための各種施策に取り組みます。

主な取り組み

- ●フレイル予防
- ●受動喫煙防止対策
- ●特定健康診査・特定保健指導等、後期高齢者健康診査、がん検診等、健康教育・健康相談
- ●歯周疾患検診、「かかりつけ歯科医」の啓発、「8020運動」の推進、歯科口腔健康診査
- ●感染症対策、各種予防接種(高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種)

●フレイル予防

フレイルは、適切な支援を受けることでその進行を遅らせたり、元の健康な状態に戻る可能性があると言われています。ロコモティブシンドローム、サルコペニアといった身体的な虚弱ばかりではなく、うつや認知症などの精神的な虚弱、孤独や閉じこもりといった社会的な虚弱が相互に作用することで、フレイルは進行していきます。

市民自らその予防に向けて取り組むことが重要であり、身体的機能の維持、社会参加促進につながる各種施策を推進するとともに、講演会や健康教育等による情報提供を行います。

項目	概要
フレイル	加齢により心身が衰えた状態
ロコモティブシンドローム	運動器の障害のために移動機能が低下した状態
サルコペニア	加齢に伴い筋肉が衰えた状態

●歯と口腔の健康づくりの推進

歯と口腔を健康に保つことは、むし歯や歯周病予防につながるだけではなく、本市の 60 歳以上の外的要因による死因の上位を占める窒息を防ぐ摂食・嚥下機能を維持するほか、全身の健康を守るためにとても大切です。このため、市民に対し歯周疾患検診の実施に加え、「かかりつけ歯科医」を持つことに関する周知啓発、「8020 運動」の推進等により口腔内の健康の保持・増進を図ります。



















多様な知識と経験を有する高齢者が地域社会の一員として生きがいをもって生きいきと活躍していくことは、「well-being(ウェルビーイング)」の考えからも、健康長寿社会の実現に向けて重要です。自治力・生涯学習力の向上を推進し、地域活動の中心となる町内会活動や老人クラブ活動、ボランティア活動等への参加機会の拡大を各種団体と連携して図るとともに、あさかの学園大学や公民館活動等による生涯学習の支援、高齢者の就労対策に取り組みます。

主な取り組み

- ●高齢者健康長寿サポート事業
- ●いきいきデイクラブ事業
- ●老人クラブ活動
- ●市民活動・地域活動の参加促進(協働のまちづくり推進事業)
- ●三世代交流事業
- ●長寿社会対策推進事業(あさかの学園大学)
- ●公民館の定期講座開催事業
- ●生涯学習きらめきバンク、市政きらめき出前講座
- ●高齢者作品展、高齢者スポーツ大会等
- I C T の活用 (スマートシニア応援事業等)
- ●高年齢者就業機会確保事業(シルバー人材センターとの連携による就業機会の確保)
- ●介護資格取得費用の一部助成

●高齢者健康長寿サポート事業

高齢者の社会参加の促進や健康の保持・増進、閉じこもり解消等の推進のため、70歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業の利用、75歳以上の方には併せて路線バスやタクシーにも利用できる共通利用券を交付します。



●高年齢者就業機会確保事業

地域社会において、高齢者の持つ知識と経験、能力を積極的に活用し、高年齢者の生きがいの充実と社会参加を 推進し、シルバー人材センターに準ずる団体(高年齢者等就職支援団体)を認定するなど、高年齢者の就労機会の 確保を図るとともに、意欲と能力のある高齢者に対する就労及び技能取得支援の充実を図ります。



















高齢者が安心して生活ができるよう、セーフコミュニティの理念のもと安全・安心な環境づくりを推進するとともに、日常生活の基盤として欠かすことのできない住まいの安定的な確保や高齢者の憩いと交流の場である高齢者施設の利用促進を図り、民間団体との連携を推進しながら、高齢者の生活環境の充実に取り組みます。

主な取り組み

- ●ユニバーサルデザインの推進
- ●防災体制の強化
- ●防犯体制の強化
- ●消費者被害防止に向けた取り組み
- ●高齢者運転免許返納推進事業
- ●見守り体制の充実(民生委員、民生委員協力員、緊急通報システム等)
- ●高齢者の交通手段の確保
- ●生活物資の調達手段の確保(買い物支援)
- ●高齢者の住まいの安定的な確保
- ●高齢者施設の利用促進(老人福祉センター、逢瀬荘、地域交流センター等)

●防災体制の強化

近年の大規模化・複雑化する災害に対して、「自助」「共助」「公助」が互いに連携し一体となることで、被害を最小限に抑える「減災」につながることから、地域の防災意識の向上や人材育成、自主防災組織等の組織力の向上を図ります。

特に高齢者は、避難する際に時間を要することから、高齢者が入居する施設等に対し、避難計画の作成と定期的な避難訓練の実施について周知を図るとともに、町内会、自主防災組織、民生委員をはじめとする地域住民の協力を得ながら、災害時における高齢者等の避難支援体制の整備に取り組みます。

●高齢者の交通手段の確保

高齢者の運転が原因となる交通事故を未然に防止するため、75歳以上で免許証を自主返納した方に対してバス・タクシー利用券を交付し、免許証の自主返納を促進します。さらに、市政きらめき出前講座などを活用し、高齢者の方々が安心して円滑に公共交通機関を利用できるよう情報提供を行うとともに、郊外部で運行する乗合タクシーの一層の利便性向上を図り、高齢者の交通手段の確保・充実に努めます。

また、高齢者健康長寿サポート事業を実施し、75歳以上の高齢者に対して、バス、タクシーにも使用できる 共通利用券を交付し、高齢者の移動を支援するとともに、公共交通事業者等と連携し、高齢者が移動しやすい環 境の整備を推進します。





高齢者が住み慣れた地域で健やかに生活していくために、地域包括支援センターは、高齢者等からの相談を受け、総合的な支援を行い、基幹型地域包括支援センターは個別の相談や支援のほか、各地域包括支援センターへの助言指導や後方支援を行い、相談体制の充実を図ります。また、高齢者の個別の課題や地域での課題の解決のため開催する地域ケア会議においては、多職種との連携を図り、会議が充実したものとなるように取り組みます。

さらに、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度の活用を推進するとともに、高齢者虐待の防止対策に取り組みます。

主な取り組み

- ●地域包括支援センターの機能強化
- ●生活支援コーディネーターの配置、協議体活動の推進
- ●地域ケア会議の充実
- ●成年後見制度の利用促進
- ●高齢者の虐待防止と虐待対応への取り組み



●地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、本市が目指す地域包括ケアシステム構築の中核的機関として、関係機関とのネットワークの構築を推進し、高齢者の様々なニーズに柔軟に対応ができる高齢者保健福祉の「ワンストップサービス」の拠点となることを目的に設置しています。

本市では、高齢者数の増加に伴い相談数が増加し、高齢者に関する相談内容も多様化していることから、2019 (平成31)年4月に職員の配置基準を見直し、市全体で機能強化を図るとともに、定期的な会議や研修会を開催し、職員の資質向上に努め相談体制を強化していきます。

●高齢者の権利擁護

急速に高齢化が進行し、認知症などにより支援が必要な高齢者が増加する中、高齢者の虐待や消費者被害の増加など高齢者やその世帯が抱える課題が社会問題化していることから、高齢者やその家族に対する支援の充実・強化が重要です。こうした高齢者を取り巻く状況を踏まえ、本市では、郡山市成年後見支援センターを中心として、成年後見制度利用の推進などによる判断能力が十分でない高齢者への支援を強化するとともに、地域包括支援センターや関係機関と連携し、高齢者虐待、消費者被害等の早期発見・早期対応に努めるなど、高齢者の権利擁護の推進を図ります。











介護予防に関する教室や講演会等を開催するとともに、地域における住民主体の「通いの場」を育成することで、 市民の健康寿命の延伸と介護予防に関する意識の向上を図ります。

また、高齢者の一人暮らし・高齢者のみの世帯等が増加する中、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、元気に、自立して、安心して暮らせるよう、「well-being(ウェルビーイング)」の考え方に立ち、高齢者の生活環境や福祉サービスの必要性等を把握し、事業の周知に努めながら、生活支援事業の推進を図ります。

主な取り組み

- ●介護予防教室、訪問指導(地域リハビリテーション活動支援事業)
- ●介護予防に資する通いの場の普及・啓発
- ●日常生活用品給付事業
- ●高齢者在宅生活支援事業
- ●配食サービス活用事業
- ●要援護者ごみ戸別収集事業





●介護予防に資する通いの場の普及・啓発

住民主体の活動を支援するため、高知市で開発された「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」「しゃきしゃき百歳体操」の活用を推進しているところであり、活動についての相談や体力測定、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による体操指導等を実施することで、効果の向上を図っています。

さらに、多くの高齢者が継続的な介護予防に取り組めるよう、通いの場に保健師や栄養士、歯科衛生士を派遣 し、低栄養予防、口腔・嚥下機能の維持、認知症予防等の啓発を行います。

体操の種類	内 容
いきいき百歳体操	筋力をつけることにより要介護状態になることを予防します。
かみかみ百歳体操	食べる力や飲み込む力をつけるための体操で、誤嚥性肺炎等を予防します。
しゃきしゃき百歳体操	二つの動作を同時に行うことで、認知機能の低下を予防します。

●要援護者ごみ戸別収集事業

自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない高齢者等に対し、市がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行います。

対象世帯	利用世帯数 (2023(令和 5)年 11 月 30 日現在)
利用世帯総数	104 世帯
(うち高齢世帯数)	100 世帯





認知症の方が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、2024(令和6)年1月4日に設置した「郡山市認知症施策推進本部」にて、総合的かつ計画的な認知症施策を全庁的に協議するとともに、引き続き、認知症施策推進大綱に沿って、認知症の方やその家族の意向等も尊重し、福島県の認知症関連事業との連携を図りながら、各施策に取り組みます。

主な取り組み

- ●郡山市認知症施策推進本部
- ●認知症に関する普及啓発・本人発信支援 (認知症サポーター養成講座)
- ●認知症の相談・支援体制の充実 (認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム・認知症カフェ)
- ●認知症施策に関する関係機関との連携
- ●地域の認知症バリアフリーの推進



●認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の方や 家族を手助けする認知症サポーターを養成するため、キャラバンメイトに よる講座を地域や職場、小・中学校などで開催します。



●認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、認知症の方に対し、発症初期から状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症専門医療機関や介護サービス事業者等との連携支援を行うとともに、地域の実情に応じ認知症の方や家族への支援体制を構築するなどの役割を担います。

本市では全地域包括支援センターに配置し、「認知症ケアパス」の作成・活用促進、認知症カフェを活用した取り組みの実施、社会参加活動等を通じた地域支援体制づくり、認知症の人や家族への相談等への対応を行っています。今後においても、認知症に関する相談窓口機能の更なる強化を図ります。

●ヘルプカードの普及

認知症の人などが社会参加を続けられるよう、日常生活で困った際に、 必要な支援内容などを周囲の方に示せる「希望をかなえるヘルプカード」 の普及を推進します。ヘルプカードを活用し、周囲の理解や支援を求める ための取り組みを行うことで地域支援体制の構築を図ります。











医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するため、郡山医師会に委託し設置した在宅医療・介護連携支援センターと共同で必要な支援を行います。

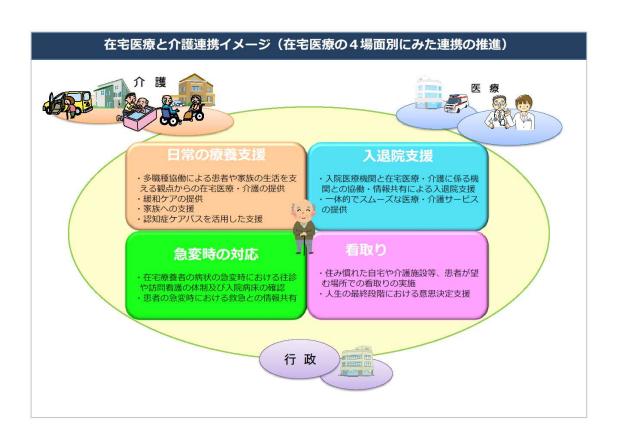
主な取り組み

- ●地域の医療・介護の資源の把握
- ●在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ●切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ●在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ●地域住民への普及啓発
- ●医療・介護関係者の情報共有の支援
- ●医療・介護関係者の研修



●切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医療と介護の両方のニーズを有する高齢者に、4つの場面(①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り)で医療と介護が切れ目なく提供されるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得て、多職種が連携し、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築を推進します。











高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や家庭において、安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの推進のため、居宅サービスや地域密着型サービスの整備を重視し、今後の介護保険サービスの必要量や生活圏域ごとのサービス基盤の整備状況を考慮した整備を計画的に進めます。

また、近年の台風等による大規模災害や新型コロナウイルスの感染状況を受け、介護現場における災害及び感染症に対する備えを進めます。

サービスごとの整備方針

居宅サービス

介護保険制度が在宅重視を 基本理念としていることか ら、居宅サービスの充実を図 るため、今後のサービス必要 量に基づき、整備を促進しま す。

施設サービス

介護保険制度を円滑に実施するため、居宅サービス及び地域密着型サービスを補完する施設サービスについては、 在宅生活が困難な要介護者の利用意向に応えられるよう整備を図ります。

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、身 近な地域で、地域の特性に応 じた多様で柔軟な「地域包括 ケア」の中心となるサービス を提供することが目的である ため、日常生活圏域ごとの整 備状況を考慮しながら、計画 的に整備を進めます。

介護 サービス

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 ・訪問介護 (共生型訪問介護)

- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- ·通所介護 (共生型通所介護)
- 通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護 (共生型短期入所生活介護)
- 短期入所療養介護
- ・福祉用具貸与
- · 特定福祉用具販売
- 住宅改修
- •特定施設入居者生活介護
- ・居宅介護支援

- ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム ※新規入所は原則要介護3 以上)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院



- ・定期巡回・随時対応型訪問介 護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護(地域密着型 特別養護老人ホーム ※新規 入所は原則要介護3以上)
- · 看護小規模多機能型居宅介護
- ・地域密着型通所介護 (共生型地域密着型通所介護)

介護予防 サービス

要支援 1 要支援 2 介護予防サービス

- ・介護サービスと同様 ※訪問介護、通所介護、居 宅介護支援を除く
- 介護予防支援

【共生型サービスとは】

高齢者と障がいを持った方が、同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に受けることができるサービスのことです。

地域密着型 介護予防サービス

- •介護予防認知症対応型通所 介護
- ·介護予防小規模多機能型居 宅介護
- ·介護予防認知症対応型共同 生活介護

(グループホーム※要支援 2 のみ)

介護保険料

必要な介護保険給付にかかる費用と、65歳以上の高齢者数などから算出した基準額を基に、所得の低い方などの 負担が大きくならないように、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に介護保険料が決められます。介護保険 料の基準額を基に算出した所得段階ごとの介護保険料は、次のとおりです。

【所得段階別第1号被保険者保険料】

段階	対象者	年額	月額換算	負担割合
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉 年金受給者または前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下の方・生活保護受給者・中国残留邦人等に対する介護支援給付の受給者			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収 入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120 万円以下の方			
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収 入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方			
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯員のいずれかが市民税課税である方のうち、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯員のいずれかが市民 税課税である方のうち、第4段階以外の方			
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 120万円未満の方			
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 120万円以上210万円未満の方			
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 210万円以上320万円未満の方			
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 320万円以上420万円未満の方			
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 420万円以上520万円未満の方			
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 520万円以上620万円未満の方			
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 620万円以上720万円未満の方			
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が、 720万円以上の方			

福祉まるごと相談窓口のご案内 (2024 (令和6) 年4月1日現在)

単独の支援機関では対応が難しい「ダブルケア」や「8050問題」、「介護離職」などの事例について、 属性を問わない包括的な相談支援等を担うため、福祉まるごと相談窓口を設置します。



区分	担当地域	電話	ファックス
北東エリア担当	芳賀、小原田、富田、小山田、希望ヶ丘、片平、喜久田、	954-3211	954-3040
礼米エッグ担当	日和田、西田、富久山、緑ケ丘、東部、中田	954-3211	954-3040
南西エリア担当	橘、三中、桜、久留米、安積、田村、大成、大槻、大槻	945-2778	946-9089
角臼エッグ担当	東、逢瀬、三穂田	945-2116	940-9069
中央・湖南・熱海担当	金透、薫、赤木、芳山、桃見台、大島、開成、桑野、湖	924-3822	924-2300
中天。伽肖。然/母担当	南、熱海	924-3822	924-2300

郡山市 高齢者あんしんセンター 一覧 (2024 (令和 6) 年4月1日現在)

介護や福祉・医療に関する悩みなど様々な相談に応じます。

センター名	担当地域	電話	ファックス
郡山市北部高齢者あんしんセンター	桃見台、大島	931-3032	927-7187
郡山市中央高齢者あんしんセンター	金透、薫、赤木、芳山	925-5858	925-5554
郡山市南部高齢者あんしんセンター	橘、三中、桜、久留米	991-5811	991-5812
郡山市西部高齢者あんしんセンター	開成、桑野の一部	923-6221	923-6228
芳賀・小原田高齢者あんしんセンター	芳賀、小原田	941-1121	954-3040
富田高齢者あんしんセンター	富田町、希望ヶ丘、小山田、桑野の一部	935-0522	934-1070
大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター	大槻町、逢瀬町	962-3945	962-3901
大成・大槻東高齢者あんしんセンター	大成、大槻東	962-7013	962-7014
安積高齢者あんしんセンター	安積町	946-9088	946-9089
三穂田高齢者あんしんセンター	三穂田町	946-1527	954-3800
片平・喜久田高齢者あんしんセンター	片平町、喜久田町	962-0354	951-0767
日和田・西田高齢者あんしんセンター	日和田町、西田町	958-6878	958-6323
富久山高齢者あんしんセンター	富久山町	934-5340	934-5536
湖南地区高齢者あんしんセンター	湖南町	992-0291	992-0292
熱海高齢者あんしんセンター	熱海町	984-6868	984-3107
田村高齢者あんしんセンター	田村町	955-4013	965-1156
郡山東部・中田高齢者あんしんセンター	郡山東部、中田町、緑ケ丘	956-8200	956-6900
基幹型地域包括支援センター	各高齢者あんしんセンターの統括支援	924-3561	934-8971

発行・編集

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

健康長寿課(健康長寿に関すること) 雪024-924-2401

地域包括ケア推進課(介護予防、生活支援、認知症等に関すること) 電024-924-3561

介護保険課(介護保険に関すること) 雪024-924-3021